



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

官報 次

〔法 律〕

- 除籍の一部が滅失した件
(法務三三五)
- 除籍が滅失した件
(同三三六、三三七)

〔政 令〕

- 大気汚染防止法の一部を改正する法律
(四一)
- 水銀による環境の汚染の防止に関する法律
(四二)

〔省 令〕

- 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令
(二五一)
- 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令
(厚生労働二二二)

〔告 示〕

- 政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があつたので、その旨を公告する件
(政治資金適正化委三五)
- 政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件
(同三六)

官 報

諸事項

近畿地方整備局公示(近畿地方整備局)

〔官 報 告〕

内閣 経済産業省

〔人 事 异 動〕

〔国 会 事 項〕

〔近畿地方整備局一〇九〕

〔防衛一一六〕

○船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第二条第二項第三号の水域を指定する件(国土交通七四七、七四八)

○漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を定める件(防衛一一六)

○道路に関する件

(近畿地方整備局一〇九)

裁判所
相続、失踪、破産、再生関係
特殊法人等
企業年金基金変更関係
会社その他

○除籍の一部が滅失した件

(法務三三五)

○除籍が滅失した件

(同三三六、三三七)

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一号との規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件(同三三八)

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号の規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件(同三三九)

○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件(外務一九九)

○国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となるコートジボワールにおける和平等に対する脅威を構成する者等を指定する件の一部を改正する件(同二〇〇)

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

本号で公布された法令のあらまし

◇大気汚染防止法の一部を改正する法律（法律第

四一號）（環境省）

1 目的の改正

目的規定に水銀に関する水俣条約（以下「条約」という。）の的確かつ円滑な実施を確保するための水銀等の排出の規制を追加することとした。（第一条関係）

2 定義の改正

（一）この法律において「水銀等」とは、水銀及びその化合物をいうこととした。（第二条第一項関係）
 （二）この法律において「水銀排出施設」とは、工場又は事業場に設置される施設で水銀等を大気中に排出するもののうち、条約の規定に基づきその規制を行うことが必要なものとして政令で定めるものをいうこととした。（第二条第三項関係）
 （三）水銀等の排出の規制等

（一）水銀等の大気中への排出の抑制に関する施策を図るため、水銀等の排出の規制と事業者が自動的に行う水銀等の排出の抑制のための取組とを適切に組み合わせて、効果的な水銀等の大気中への排出の抑制を図ることを旨として、実施されなければならないこととした。
 第一条の二（二関係）
 （二）水銀等に係る排出基準は、水銀等の大気中の排出の削減に関する技術水準及び経済性を勘案し、その排出が可能な限り削減されるよう、水銀排出施設の排出口から大気中に排出される排出物に含まれる水銀等の量（以下「水銀濃度」という。）について、施設の種類及び規模との許容限度として、環境省令で定めることとした。（第一八条の二二関係）
 （三）水銀排出施設の設置等について、次の事項を規定することとした。
 （1）水銀等を大気中に排出する者は、水銀排出施設を設置しようとするときは、水銀排

け出なければならないものとすること。その他所要の届出等について規定すること。

（第一八条の二三・第一八条の二五関係）
 都道府県知事は、水銀排出施設の設置等の届出があつた場合において、水銀濃度が排出基準に適合しないものとすると認められるときは、その届出を受理した日から六〇日以内に限り、その届出をした者に対し、水銀排出施設の構造若しくは使用の方法若しくは水銀等の処理の方法に関する計画の変更又は水銀排出施設の設置に関する計画の廃止を命ぜることができるものとする。

（第一八条の二六関係）

（一）この法律における「水銀排出施設等の届出」は、その届出が受理された日から六〇日を経過した後でなければ、水銀排出施設の設置等をしてはならないものとすること。（第一八条の二七関係）

（二）水銀排出施設から水銀等を大気中に排出する者（以下「水銀排出者」という。）は、その水銀排出施設に係る排出基準を遵守しなければならないものとすること。（第一八条の二八関係）

（一）都道府県知事は、水銀排出者が排出する水銀等の排出口における水銀濃度が排出基準と適合しない水銀等を継続して大気中に排出すると認めるときは、当該水銀排出者に対し、期限を定めて、当該水銀排出施設の構造若しくは使用の方法若しくは水銀等の処理の方法の改善又は当該水銀排出施設の使用の一時停止等の措置をとるべきことを勧告することができるものとすること。（第一八条の二九第一項関係）

（二）都道府県知事は、（一）の勧告を受けた者がその勧告に従わないときは期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができるものとすること。（第一八条の二九第二項関係）

（三）水銀排出者は、当該水銀排出施設に係る計画を策定することとした。（第三条関係）

（四）特定水銀使用製品の製造の禁止

（一）何人も、許可を受けた場合を除き特定水銀使用製品を製造してはならないこととした。（第五条関係）
 （二）水銀濃度を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならないものとすること。（第一八条の三〇関係）

（四）工場又は事業場に設置される水銀等の大気中に排出する施設（水銀排出施設を除く。）のうち、水銀等の排出量が相当程度多い施設であつて、その排出を抑制することが適當であるものとして政令で定めるもの（以下「要排出抑制施設」という。）を設置している者は、と認めるときは、その届出を受理した日から六〇日以内に限り、その届出をした者に對し、水銀排出施設の構造若しくは使用の方法若しくは水銀等の処理の方法に関する計画の変更又は水銀排出施設の設置に関する計画の廃止を命ぜることができるものとする。

（第一八条の二六関係）

（一）都道府県知事は、水銀排出施設の設置等の届出があつた場合において、水銀濃度が排出基準に適合しないものとすると認められるときは、その届出を受理した日から六〇日以内に限り、その届出をした者に對し、水銀排出施設の構造若しくは使用の方法若しくは水銀等の処理の方法に関する計画の変更又は水銀排出施設の設置に関する計画の廃止を命ぜることができるものとする。

（第一八条の二六関係）

（一）新用途水銀使用製品の製造等を除く場合等を除き、特定水銀使用製品を部品として他の製品の製造に用いてはならないこととした。（第一二条関係）

（二）新用途水銀使用製品の利用が人の健康の保護又は生活環境の保全に寄与するものである場合等を除き、その製造又は販売（以下「製造等」という。）をしてはならないこととした。（第一三条関係）

（一）新用途水銀使用製品の製造等を業として行おうとする者は、当該新用途水銀使用製品の利用に関して自ら評価し、評価の結果等の事項を主務大臣に届け出なければならないこととするとともに、当該届出をした者に対する主務大臣の勧告について規定することとした。（第一四条・第五条関係）

（二）水銀使用製品の適正な分別排出及び回収に利用に関して自ら評価し、評価の結果等の事項を主務大臣に届け出なければならないこととするとともに、当該届出をした者に対する主務大臣の勧告について規定することとした。（第一六条・第一八条関係）

（三）水銀等を使用する製造工程に関する措置をとるべきことを命ずなければならないこととした。（第一九条関係）

（四）何人も、化学工業品その他の物品の製造工程であつて、水銀等の使用に係る規制を行うことが特に必要な製造工程において、水銀等を使用してはならないこととした。（第一九条関係）

（五）水銀等を使用する方法による金の採取の禁止

（一）何人も、業として、金鉱から水銀等を使用する方法によって金の採取を行つてはならないこととした。（第二〇条関係）

（二）水銀等の貯蔵に関する措置

（一）主務大臣は、規制を行うことが特に必要な水銀等の貯蔵の指針を定めることとするとともに、水銀等を貯蔵する者に対する勧告及び定期報告について規定することとした。（第二一条・第二二条関係）

12	水銀含有再生資源の管理に関する措置 主務大臣は、水銀含有再生資源の管理の指針を定めることとするとともに、水銀含有再生資源を管理する者に対する勧告及び定期報告について規定することとした。(第二十三条・第二十四条関係)
13	(一) 雑則及び罰則 (二) 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、事業者等に報告させ、及びその職員に立入検査をさせることができることとした。(第二十五条・第六条関係)
14	(一) 主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、事業者等に必要な資料の提出及び説明を求めることができることとした。(第二十七条関係) (二) この法律における主務大臣及び主務省令並びに主務大臣の権限の委任について規定することとした。(第二八条・第二九条関係) (三) この法律の規定に基づき命令を制定又は改廃する場合に所要の経過措置を定めることができることとした。(第三〇条関係) (四) この法律における罰則を定めることとした。(第三一条・第三五条関係) (五) 施行期日等(附則関係)
15	◇毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令(政令第二五一号)(厚生労働省)
1	1 次に掲げる物を毒物から除外することとした。(第一条関係) 2 硫黄、カドミウム及びセレンから成る焼結した物質並びにこれを含有する製剤
2	2 次に掲げる物を劇物に指定することとした。 (第二条第一項関係) (一) N-(二アミノエチル)-N-(二アミノエタノール)及びこれを含有する製剤。ただし、N-(二アミノエチル)-N-(アミノエタノール)-O-バーセント以下を含有するものを除く。

- (一) 二-エチル-三-セジメチル-六-シ「四-(トリフルオロメトキシ)フエノキシ」-四-キノリルメチルカルボナート及びこれを含有する製剤
(二) シアナミド及びこれを含有する製剤。ただし、シアナミド-10バーセント以下を含有するものを除く。
- (三) 次に掲げる物を劇物から除外することとした。(第二条第一項関係)
(四) 硫黄、カドミウム及びセレンから成る焼結した物質
- (五) 四-四-アゾビス(四-シアノ吉草酸)及びこれに含有する製剤
(六) (E)-1-(四RS)-1-((1-クロロフエニル)-1-ニジチオラン-2-イリデン)-(1H-イミダゾール-1-イル)アセトニトリル及びこれを含有する製剤
(七) 1-(2-六-ジクロロ-2-a-a-トルリフルオロローピリル)-4-(ジフルオロメチルチオ)-5-((1-ビリジルメチルアミノ)ピラゾール-3-カルボニトリル(別名ピリブロール)ニ-5バーセント以下を含有する製剤
- (八) (E)-1-(4R)-1-四-(2-四-ジクロロエニル)-3-ジチオラン-2-イリデン)-(1H-イミダゾール-1-イル)アセトニトリル及びこれを含有する製剤
- (九) この政令は、1及び3の規定を除き、平成二七年七月一日から施行することとした。

法 律

大気汚染防止法の一部を改正する法律をここに公布する。

平成二十七年六月十九日

御名 御璽

内閣総理大臣 安倍晋三

法律第四十一号

大気汚染防止法の一部を改正する法律

大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章の四 有害大気汚染物質対策の推進(第十八条の二十一-第十八条の二十五)」を

「第二章の四 水銀等の排出の規制等(第十八条の二十一-第十八条の三十五)」に改める。

第二章の五 有害大気汚染物質対策の推進(第十八条の三十六-第十八条の四十)」に改める。

第一条中「規制し」の下に「水銀に関する水俣条約(以下「条約」という)」の的確かつ円滑な実施を確保するため工場及び事業場における事業活動に伴う水銀等の排出を規制し」を加える。

第二条第七項を削り、同条第八項中「たい積」を「堆積」に改め、同項を同条第七項とし、同条中

第九項を第八項とし、第十項から第十二項までを「一項ずつ繰り上げ、第十四項を第十六項とし、同条

第十三項中「及び特定粉じん」を「特定粉じん及び水銀等」に改め、同項を同条第十五項とし、同

項の前に次の三項を加える。

この法律において「水銀等」とは、水銀及びその化合物をいう。

この法律において「水銀排出施設」とは、工場又は事業場に設置される施設で水銀等を大気中に

排出するもののうち、条約の規定に基づきその規制を行うことが必要なものとして政令で定めるも

のをいう。

この法律において「排出口」とは、ばい煙発生施設において発生するばい煙、揮発性有機化合物

排出施設に係る揮発性有機化合物又は水銀排出施設に係る水銀等を大気中に排出するため設けられた煙突その他の施設の開口部をいう。

第十三条第二項ただし書中「前項」を「同項」に改める。

第十八条の八中「同条第三項」を「同項」に改める。

第二章の四中第十八条の二十五を第十八条の四十とする。

第十八条の二十四第二項中「第十八条の二十二」を「第十八条の三十七」に改め、同条を第十八条

の三十九とする。

第十八条の二十一水銀等の大気中への排出の抑制に関する施策その他の措置は、条約の的確かつ円

滑な実施を図るため、この章に規定する水銀等の排出の規制と事業者が自主的に行う水銀等の排出

の抑制のための取組とを適切に組み合わせて、効果的な水銀等の大気中への排出の抑制を図ること

を旨として、実施されなければならない。

(排出基準)
(施策等の実施の指針)
第二章の四 水銀等の排出の規制等

第十八条の二十一 水銀等に係る排出基準は、水銀等の大気中への排出の削減に関する技術水準及び経済性を勘案し、その排出が可能な限り削減されるよう、水銀排出施設の排出口から大気中に排出される排出物に含まれる水銀等の量(以下「水銀濃度」という)について、施設の種類及び規模ごとの許容限度として、環境省令で定める。

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令を以て公布する。

御名御璽

平成二十七年六月十九日

内閣総理大臣 安倍晋三

政令第二百五十一号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令

内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二十三条の八並びに別表第一第二十八号及び別表第二第九十四号の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第十八号中ハを二とし、口をハとし、イの次に次のように加える。

口 硫黄、カドミウム及びセレンから成る焼結した物質並びにこれを含有する製剤

第二条第一項中第四号の六を第四号の七とし、第四号の五を第四号の六とし、第四号の四を第四号の五とし、第四号の三の次に次の一号を加える。

四の四 N-（二-アミノエチル）-二-アミノエタノール及びこれを含有する製剤。ただし、N-（二-アミノエチル）-二-アミノエタノール-10%以下を含有するものを除く。

第二条第一項中第十三号の四を第十三号の五とし、第十三号の三の次に次の一号を加える。

十三の四 二-エチル-三・七ジメチル-六-「四-（トリフルオロメトキシ）フエノキシ」-四-キノリル-メチルカルボナート及びこれを含有する製剤。

第二条第一項第二十二号中「カドミウム化合物」の下に「ただし、硫黄、カドミウム及びセレンから成る焼結した物質を除く。」を加え、同項中第三十一号の二を第三十一号の三とし、第三十一号の三に次の一号を加える。

三十一の二 シアナミド及びこれを含有する製剤。ただし、シアナミド-10%以下を含有するものを除く。

第二条第一項第三十二号中(17)を(17)とし、(17)までを(17)から(17)までとし、(17)を除く。その次に次のように加える。

(2) 一-(1-六-ジクロロ-a-a-アートリフルオロ-)-トリル)-四-(ジフルオロメチルチオ)-五-(1-ビリジルメチル)アミノ-ビラゾール-ニカルボニトリル(別名ビリブロール)二・5%以下を含有する製剤。

(3) (E)-(四R)-四-(1-四-ジクロロフェニル)-一-三-ジチオラノ-二-イリデ

(4) (H)-イミダゾール-二-イル)アセトニトリル及びこれを含有する製剤。

第二条第一項第三十二号中88を90とし、90から88までを90から88までとし、(3)を(3)とし、その次に次のように加える。

(5) (E)-[(四RS)-四-(1-クロロフェニル)-一-三-ジチオラノ-二-イリデ]-

H-イミダゾール-二-イル)アセトニトリル及びこれを含有する製剤。

第二条第一項第三十二号中89を90とし、(4)から89までを(5)から89までとし、(3)の次に次のように加える。

(4) 四-四-アソビス(四-シアノ吉草酸)及びこれを含有する製剤。

政令

令

附則

(施行期日)

1 この政令は、平成二十七年七月一日から施行する。ただし、第一条第十八号並びに第二条第一項第二十二号及び第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第二条第一項第四号の四、第十三号の四及び第三十一条の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該商業については、平成二十七年九月三十日までは、毒物及び劇物取締法(次項において「法」という)第三十二条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十七年九月三十日までは、法第二十二条第一項(法第二十二条第五項において準用する場合を含む)及び第二項の規定は、適用しない。

厚生労働大臣 塩崎恭久
内閣総理大臣 安倍晋三

厚生労働省令第百十二号

○厚生労働省令第百十二号
毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)第四条の三第一項の規定に基づき、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年六月十九日
毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令
厚生労働大臣 塩崎恭久

○厚生労働省令第百十二号
毒物及び劇物取締法施行規則(昭和二十六年厚生省令第四号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年六月十九日
毒物及び劇物取締法施行規則(昭和二十六年厚生省令第四号)の一部を次のように改正する。
厚生労働大臣 塩崎恭久

別表第一劇物の項第七号の四を第七号の五とし、第七号の三の次に次の一号を加える。

七の四 二-エチル-三・七ジメチル-六-「四-（トリフルオロメトキシ）フエノキシ」-四-キノリル-メチルカルボナート及びこれを含有する製剤

別表第一劇物の項第十一号の八を次のように改める。

十一の八 シアナミド及びこれを含有する製剤。ただし、シアナミド-10%以下を含有するものを除く。

附則

この省令は、平成二十七年七月一日から施行する。

告示

示

○政治資金適正化委員会告示第三十五号
政治資金規正法施行規則(昭和五十年自治省令第十七号)第十四条の七第一項の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があつたので、次のとおり公報する。

平成二十七年六月十九日
政治資金適正化委員会委員長 伊藤 鉄男

登録番号 氏名 登録政治資金監査人証票の番号 亡失年月日

四八三一 小寺 隆弘 五七二三 二七、四、一

○政治資金適正化委員会告示第三十六号
政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公報する。

平成二十七年六月十九日
政治資金適正化委員会委員長 伊藤 鉄男

登録番号 氏名 抹消年月日 抹消事由

一六〇六 尾崎 齊二七、一、二一 政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号